



Title	ソ連邦崩壊後の国籍および外人法に関する二国間条約
Author(s)	奥田, 安弘; OKUDA, Yasuhiro; 伊藤, 知義 他
Citation	北大法学論集, 51(1), 344-319
Issue Date	2000-06-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15006
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(1)_p344-319.pdf



ソ連邦崩壊後の国籍および 外人法に関する二国間条約

奥 田 安 弘
伊 藤 知 義
佐 藤 守 男

本稿で訳出するのは、1991年末にソ連邦が崩壊した後の国籍問題および外人法に関する諸問題を規律するために、ロシアが他の共和国との間で締結した条約である。

もともと旧ソ連邦の領域には、120以上の民族が住んでおり、民族問題が深刻であったが、ソ連邦崩壊後は、ロシア以外の共和国に取り残された「残留ロシア人」の法的地位が極めて深刻な問題となった。その数は、ウクライナの1200万人を筆頭に約2500万人にのぼる⁽¹⁾。またウクライナ以外でも、エストニアにはソ連邦崩壊時に60万人の外国人が居住し、そのほとんどがロシア人であったし、ラトビアはロシア人などの外国人の割合が約33パーセントを占めていた⁽²⁾。

そこでロシアは、すでにソ連邦崩壊前の1990年から、残留ロシア人の国籍などの問題を規律するため、他の共和国との間で条約を締結し続けてきた。もち

(1) ユーラシア研究所編『情報総覧・現代のロシア』〔1998年・大空社〕81頁。

(2) H. Hecker, Verträge über Staatsangehörigkeitsfragen vor Gründung (1918-1922) und nach Zerfall der Sowjetunion (ab 1990), 35 Archiv des Völkerrechts 1997, S.86, 89.

ろん二国間条約の性質上、相互主義にもとづき、ロシアも相手国の国民の国籍など法的地位を保障する義務を負っている。本稿は、これらの条約のうち、ロシア語の正文が入手できた14件の条約を翻訳し、資料として提供するものである。これらの条約の概要は、次のとおりである。

まず1990年末から1993年中頃までは、とくにテーマを決めない条約（VII）、二国間関係の原則に関する条約（III/IV）、友好協力条約（V-IX）の中に、国籍および外人法に関する規定が見られる。そこで以下では、本稿のテーマに関わる規定だけを翻訳することにした。

これらの条約では、国籍取得、民族問題および移民問題に関する一般原則だけが定められ、詳細は個別の条約に委ねられている。第一に国籍取得については、居住国の国籍を保障するもの（I）、居住国または他方当事国の国籍取得を保障するもの（II）、国籍選択権を保障するもの（III/IV/VI/IX）、二重国籍まで保障しようとするもの（V/VII/VIII）に分類できる。第二に民族問題については、初期の条約は自国民の平等原則を規定しているものが見られるが（III-VI）、おおむね居住者全般について、平等に一定の権利を保障している（III-IX）。第三に移民問題については、政策の調整および祖先の出身地への帰還の援助を定めるものがある（III/IV）。

つぎに1993年末以降は、国籍および外国人問題だけを規律した条約が締結されている。これらの条約については、末文および署名以外の全文を翻訳した。ただし、そこで扱われているテーマは、さまざまである。

第一に、二重国籍問題に関するトルクメンとの条約（X）は、現在および将来における二重国籍を保障するだけでなく、それに伴う差別の禁止、社会保障、兵役などの問題を規律している。

第二に、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民の法的地位を定めたカザフスタンおよびトルクメンとの条約（XI/XII）がある。これらの条約の適用を受ける者は、一定の参政権および公務員職を制限されるほかは、常住地国の国民と同一の権利を有し、義務を負うとされている。また財産権の保障（XIのみ）、国有財産の私有化への参加、国境通過権、兵役などに関する規定だけでなく、権利能力・行為能力、養子縁組、後見・保佐、損害賠償債務の準拠法などに関する規定も置かれている。

第三に、トルクメンにおけるロシア人少数派およびロシアにおけるトルクメン人少数派の権利保障に関する条約（XIII）がある。この条約は、常住地国の

国籍を有するが、民族的に少数派に属する者の権利を保障している。とりわけ民族的・言語的・文化的・宗教的な独自性を表明する権利、社会生活および国家生活に参加する権利、少数派同士の接触を保つ権利、母語を使用する権利、宗教活動を行なう権利などが保障されている。また当事国は、少数派の独自性を維持するために、さまざまな協力を行なうとしている。

最後に、移住手続および移住者の権利保護に関するベラルーシとの条約（XIV）がある。この条約は、一方当事国から他方当事国へ移住する者の移住手続および権利の保障を定めている。とりわけ移住者は、財産の持ち出しや処分、残した財産に対する権利の行使などが保障され、移住先の情報を取得したり、移住先での住居などの援助を受けるとされている。

これらの条約の翻訳作業は、次のような手順で行なった。まず奥田がドイツ語の文献⁽³⁾により、10件の条約をドイツ語訳から日本語へ翻訳した。奥田と佐藤は、これらの条約について、本学の中央図書館で調査を行なったが、ロシア語の正文が入手できたのは、I/III/Xの条約だけであった。III/IVの条約は、大学院博士後期課程のラズモフスキー・イーゴリーさんのご協力により、相手国の在モスクワ大使館からファックスでロシア語の正文を送って頂いた。これらの5件の条約について、佐藤は、奥田のドイツ語訳との照合作業を行なった。

続いて奥田は、英語の文献⁽⁴⁾によりVからIXまでの条約、および別のドイツの文献⁽⁵⁾によりXIからXIVまでの条約を検索した。奥田と佐藤は、前者の5件の条約については本学の中央図書館において、また後者の4件の条約については本学のスラブ研究センター図書室において、ロシア語の正文を入手した。そして、VからIXおよびXIの条約については、佐藤が翻訳を行ない、XIIからXIVまでの条約については、伊藤が翻訳を行なった。

もちろん奥田は国際私法および国籍法の研究者として、伊藤はロシア・東欧法の研究者として、また佐藤はロシア外交史の研究者としての立場から、相互に意見交換を行ない、すべての条約について訳語の調整を行なった。その意味では、本稿は、単なる分担作業ではなく、共同研究の成果であるといえる。

(3) Dokumente: Verträge über Staatsangehörigkeitsfragen nach Zerfall der Sowjetunion (ab 1990), 35 Archiv des Völkerrechts 1997, S.104 ff.

(4) George Ginsburgs, 'Citizenship and State Succession in Russia's Treaty and Domestic Repertory', 21 Review of Central and East European Law 1995, p.459-461, 467.

(5) Internationale Abkommen: Rußland, 40 WGO Monatshefte für Osteuropäisches Recht 1998, S.66; 41 WGO Monatshefte für Osteuropäisches Recht 1999, S.67.

I 1990年11月21日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国とカザフ・ソビエト社会主義共和国との間の条約⁽⁶⁾

第2条第2項

締約国は、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びカザフ・ソビエト社会主義共和国の領域内に居住するソ連邦国民に対し、締約国による国籍に関する法律の採択後、彼らが居住する側の国籍を保持する権利を保障する。

II 1990年12月18日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国とベラルーシ・ソビエト社会主義共和国との間の条約⁽⁷⁾

注：当時はベロルシアと呼んでいたが、現在の表記にしたがい、ここではベラルーシとした。

第3条

当事国は、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びベラルーシ・ソビエト社会主義共和国の領域内に居住するすべてのソ連邦国民に対し、当事国による国籍に関する法律の採択後、居住国の国籍を保持するか又は他方当事国の国籍を取得する権利を保障する。

一方当事国の領域内に居住する者による他方当事国の国籍取得の問題は、国籍に関する双方の法令を基礎とした関連の条約により規律される。

III 1991年1月12日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国とエストニア共和国との間の二国間関係の原則に関する条約⁽⁸⁾

第3条

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びエストニア共和国は、この条約の

(6) Договор между Российской Советской Федеративной Социалистической Республикой и Казахской Советской Социалистической Республикой, *Ведомости Съезда Народных Депутатов Российской Федерации и Верховного Совета Российской Федерации*, 1991, No 7, ст. 107.

(7) Договор между Российской Советской Федеративной Социалистической Республикой и Белорусской Советской Социалистической Республикой, *Ведомости Съезда Народных Депутатов Российской Федерации и Верховного Совета Российской Федерации*, 1991, No 7, ст. 105.

(8) Договор об основах межгосударственных отношений Российской Советской Федеративной Социалистической Республики и Эстонской Республики.

署名の時にロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びエストニア共和国の領域内に居住し、現在ソ連邦国民である者に対し、自由な意思表示により、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の国籍又はエストニア共和国の国籍を保持し若しくは取得する権利を保障する義務を相互に負う。

締約国は、自国民に対し、民族又はその他の違いに関わらず、同一の権利及び自由を保障する。

双方の利益に関わる具体的な国籍問題は、国際法規範の原則にもとづく個別の二国間条約の中で取り決めるものとする。

第4条

各締約国は、その領域内に居住する他の締約国の国民及び無国籍者に対し、民族のいかに関わらず、以下のことを承認する。

- 1) 人権について一般に承認された国際法の規範に従った市民的及び政治的な権利及び自由並びに社会的、経済的及び文化的権利
- 2) 自由な民族的・文化的発展
- 3) 居住国の法令及びロシア・ソビエト連邦社会主義共和国とエストニア共和国との間で締結された国籍問題に関する条約による国籍選択

他方当事国の領域内に居住する自国民の権利保護のため、当事国は、個別の二国間条約を締結する。

第5条

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びエストニア共和国は、締約国が政治的、経済的、社会的、人口動態的及び文化的利益を守るために独自の移民政策（いわゆる振り移民の規制を含む）を実施する際に生じる諸問題を解決する手続については、個別の条約により定める。

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びエストニア共和国は、当事国の領域内の歴史的又は種族的な出身地に自由意思により移住する者及びその家族に対する費用の補償及びその他の援助を行ない、かつ移住者の統合の分野において二国間の協力を行なう相互の義務について、個別の条約により定める。

IV 1991年1月13日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国とラトビア共和国との間の二国間関係の原則に関する条約⁽⁹⁾

(9) Договор об основах межгосударственных отношений Российской Советской Федеративной Социалистической Республики и Латвийской Республики.

第3条

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びラトビア共和国は、この条約の署名の時にロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びラトビア共和国の領域内に居住し、かつ現在ソ連邦国民である者に対し、自由な意思表示により、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の国籍又はラトビア共和国の国籍を保持し若しくは取得する権利を保障する義務を相互に負う。

締約国は、自国の国民に対し、民族又はその他の違いに関わらず、同一の権利及び自由を保障する。

双方の利益に関わる具体的な国籍問題は、国際法規範の原則にもとづく個別の二国間条約の中で取り決めるものとする。

第4条

各締約国は、その領域内に居住する他の締約国の国民及び無国籍者に対し、民族のいかに関わらず、以下のことを承認する。

- 1) 人権について一般に承認された国際法の規範に従った市民的及び政治的な権利及び自由並びに社会的、経済的及び文化的権利
- 2) 自由な民族的・文化的発展
- 3) 居住国の法令及びロシア・ソビエト連邦社会主義共和国とラトビア共和国との間で締結された国籍問題に関する条約による国籍選択

他方当事国の領域内に居住する自国民の権利保護のため、当事国は、個別の二国間条約を締結する。

第5条

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びラトビア共和国は、締約国が政治的、経済的、社会的、人口動態的及び文化的利益を守るために独自の移民政策（いわゆる振り子移民の規制を含む）を実施する際に生じる諸問題を解決する手続については、個別の条約により定める。

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国及びラトビア共和国は、当事国の領域内の歴史的又は種族的な出身地に自由意思により移住する者及びその家族に対する費用の補償及びその他の援助を行ない、かつ移住者の統合の分野において二国間の協力を行なう相互の義務について、個別の条約により定める。

V 1991年12月29日のロシア連邦とアルメニア共和国との間の 友好、協力及び相互安全保障に関する条約⁽¹⁰⁾

第7条

締約国は、自国民に対し、民族、性別、言語、宗教、政治的又はその他の信条並びにその他の違いに関わらず、同一の権利及び自由を保障する。

各締約国は、その領域内に居住するすべての者に対し、一般に承認された国際法の規範及び自国の法令に従い、市民的、政治的、社会的、経済的及び文化的権利並びに基本的自由を保障する。

各締約国は、その領域内に居住する者に対し、自由な意思表示により、居住国の国籍を保持し、又は他方当事国の国籍を取得すること、及び国籍に関する当事国の法令に従い両当事国の国籍を保有することを妨げない義務を負う。

締約国は、他の締約国の領域内に居住する自国民の権利を保障し保護するための個別の条約及び二重国籍に関する条約を締結する。

締約国は、アルメニア共和国におけるロシア人少数派及びロシア連邦におけるアルメニア人少数派の権利の保障に関する諸問題を同じく個別の条約により規律する。

VI 1992年5月25日のロシア連邦とカザフスタン共和国との間 の友好、協力及び相互援助に関する条約⁽¹¹⁾

第11条

締約国は、自国民及び無国籍者に対し、民族又はその他の違いに関わらず、同一の権利及び自由を保障する。各当事国は、その領域内に居住する他方当事国の国民に対しても、人権について一般に承認された国際的規範に従い、当事国の法令を考慮して、民族、信仰又はその他の違いに関わらず、市民的、政治的、社会的、経済的及び文化的な権利及び自由を保障する。

締約国は、その領域内に居住する者に対し、自由な意思表示により、国籍に関する当事国の法令にもとづき、居住国の国籍を選択するか、又は他方当事国

(10) Договор о дружбе, сотрудничестве и взаимной безопасности между Российской Федерацией и Республикой Армения, *Дипломатический вестник*, 1992, No 2-3, стр. 18.

(11) Договор о дружбе, сотрудничестве и взаимной помощи между Российской Федерацией и Республикой Казахстан, *Дипломатический вестник*, 1992, No 15-16, стр. 36.

の国籍を取得する権利を保障する。

Ⅶ 1992年5月30日のロシア連邦とウズベキスタン共和国との間の二国間関係の原則、友好及び協力に関する条約⁽¹²⁾

第6条第1項

各締約国は、その領域内に居住する者に対し、一般に承認された国際法の規範に従い、民族、性別、言語、宗教、政治的又はその他の信条に関わらず、政治的、社会的、経済的及び文化的な権利及び自由を保障する。

第8条

締約国は、その領域内に居住する者に対し、自由な意思表示により、居住国の国籍を保持するか、又は他方当事国の国籍を取得する権利を保障する。

当事国の領域内に居住する者が両当事国の国籍を保有する可能性に関する諸問題については、締約国の法令を考慮して、関連の条約により規律するものとする。

Ⅷ 1992年6月10日のロシア連邦とキルギスタン共和国との間の友好、協力及び相互援助に関する条約⁽¹³⁾

第8条

締約国は、その領域内に居住する者に対し、自由な意思表示により、居住国の国籍又は他方の締約国の国籍を選択する権利を保障する。

当事国の領域内に居住する者が二重国籍を保有する可能性に関する諸問題については、締約国の法令を考慮して、個別の条約により規律するものとする。

第9条第1項

各締約国は、その領域内に居住する者に対し、民族、性別、言語、宗教、政治的及びその他の違いに関わらず、一般に承認された市民的、政治的、社会的、経済的及び文化的な権利及び自由を保障する。

(12) Договор об основах межгосударственных отношений, дружбе и сотрудничестве между Российской Федерацией и Республикой Узбекистан, *Ведомости Съезда Народных Депутатов Российской Федерации и Верховного Совета Российской Федерации*, 1992, No 42, ст. 2339.

(13) Договор о дружбе, сотрудничестве и взаимной помощи между Российской Федерацией и Республикой Кыргызстан, *Ведомости Съезда Народных Депутатов Российской Федерации и Верховного Совета Российской Федерации*, 1992, No 42, ст. 2340.

IX 1993年5月25日のロシア連邦とタジキスタン共和国との間の 友好、協力及び相互援助に関する条約⁽¹⁴⁾

第8条

締約国は、その領域内に居住する者に対し、自由な意思表示により、居住国の国籍又は他方の締約国の国籍を選択する権利を保障する。

国籍問題は、締約国の法令を考慮して、個別の条約により規律するものとする。

第9条第1項

締約国は、その領域内に居住する者に対し、民族、性別、言語、宗教、政治的及びその他の違いに関わらず、一般に承認された市民的、政治的、社会的、経済的及び文化的な権利及び自由を保障する。

X 1993年12月23日の二重国籍問題の規律に関するロシア連邦 とトルクメンとの間の条約⁽¹⁵⁾

以下で当事国というロシア連邦及びトルクメンは、両国間の友好関係を一層発展させるため、二重国籍に関する諸問題の公正かつ人道的な規律を希求し、以下のことを合意した。

第1条

1. 各当事国は、自国民に対し、その国籍を失うことなく、他方当事国の国籍を取得する権利を認める。
2. 一方当事国の国民による他方当事国の国籍取得は、当該国民の自由な意思表示にもとづき、国籍付与国の法令により定められた要件及び手続に従い行なわれる。

第2条

この条約の発効前に、自己の申請により、従前の国籍を失うことなく、他方当事国の国籍を取得した一方当事国の国民は、両当事国の国籍を保持する。

第3条

(14) Договор о дружбе, сотрудничестве и взаимной помощи между Российской Федерацией и Республикой Таджикистан, *Дипломатический вестник*, 1993, No 11-12, стр. 27.

(15) Соглашение между Российской Федерацией и Туркменистаном об урегулировании вопросов двойного гражданства, *Дипломатический вестник*, 1994, No 1-2, стр. 27.

1. 子は、出生の時に父母のいずれかが両当事国の国籍を有していたときは、その出生の時から両当事国の国籍を取得する。これらの子が18歳に達するまでに、その父母は、子のために、共同の書面による届出の方式で、一方当事国の国籍を放棄することにより、他方当事国の国籍を選択することができる。
子が18歳に達するまでに、一方の親が死亡するか、又は親権を喪失したときは、子の国籍選択権は、他方の親が保持する。
父母がともに両当事国の国籍を取得するか、又は両当事国の国籍を失うときは、18歳未満の子の国籍も、それに伴い変更される。
父母がともに一方当事国の（同一）国籍を失い、他方当事国の（同一）国籍を保持しているときは、18歳未満の子の国籍も、それに伴い変更される。
両当事国の国籍を有する親が一方当事国の国籍を失ったときは、18歳未満の子が有する当該国籍については、父母の書面による合意によって定める。
14歳から18歳までの子の国籍変更は、本人の書面による同意があったときに限り行なわれる。
2. 18歳に達した後、両当事国の国籍を有する者は、両方の国籍を保有し続けるか、又は18歳に達した後1年以内になされる書面による国籍放棄の届出の方式で、一方の国籍を放棄することにより、他方の国籍を選択することができる。
3. 前二項の規定は、出生の時に一方の親が両当事国の国籍を有し、他方の親が無国籍であるか又は不明である子、及び養子縁組の時に両当事国の国籍を取得したか、又はその国籍を失った養子にも適用する。
4. 本条第1項及び第2項に従った一方当事国の国籍放棄に関する届出は、当該当事国の管轄官庁に対してなされる。この管轄官庁とは、子の常住地に応じて、当該当事国の国籍問題担当の内務機関若しくは外交代表部又は領事館とする。

第4条

両当事国の国籍を有する者のいずれかの当事国の国籍喪失は、当該当事国の法令に従い行なわれる。

両当事国の国籍を有する者のいかなる職業又はその他の活動も、いずれかの当事国の国籍を失う事由とすることはできない。

第5条

両当事国の国籍を有する者は、完全な形において、常住当事国の国民として

の権利及び自由を享受し、並びに義務を負う。

両当事国の国籍を有する者の社会保障は、常住当事国の法令により給付される。ただし、両当事国が関連の条約において別段の定めをするときは、この限りでない。

両当事国の国籍を有する者は、徴集の時に常住する当事国の義務兵役に服する。両当事国の国籍を有し、かつ一方当事国において義務兵役を終えた者は、他方当事国における兵役徴集を免除される。

第6条

両当事国の国籍を有する者は、各当事国の保護及び庇護を享受する権利を有する。かかる者の第三国における保護及び庇護は、常住当事国によってなされるか、又は本人の申請により、同じく国籍国である他方当事国によってなされる。

第7条

この条約の解釈及び適用に関する当事国間の紛争は、外交経路によって解決される。

第8条

この条約は批准を要し、批准書の交換の日に発効して、5年間有効である。それは5年毎に自動的に更新される。ただし、その期間が満了する6月前までに、当事国の一方が条約終了の希望を通知したときは、この限りでない。

XI 1995年1月20日のロシア連邦とカザフスタン共和国との間のカザフスタン共和国の領域内に常住するロシア連邦国民及びロシア連邦の領域内に常住するカザフスタン共和国国民の法的地位に関する条約⁽¹⁶⁾

以下で当事国というロシア連邦及びカザフスタン共和国は、
両国間の友好関係の一層の発展のため、

一方の国の領域内に常住する他方の国の国民の法的地位に関する諸問題の規律の必要性を承認し、

(16) Договор между Российской Федерацией и Республикой Казахстан о правовом статусе граждан Российской Федерации, постоянно проживающих на территории Республики Казахстан, и граждан Республики Казахстан, постоянно проживающих на территории Российской Федерации, *Дипломатический вестник*, 1995, No 2, стр. 42.

両当事国の領域内における同一の居住条件を自国民のために保障することを希求し、またこれに関連して、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民に対し、とりわけ市民的、政治的、社会的、経済的、労働的、文化的及びその他の権利について、前者の当事国の国民の法的地位に最大限近接した法的地位を付与することを望み、

1993年1月22日にミンスク市において署名された民事・家事・刑事についての裁判援助及び法律関係に関する条約の規定を考慮し、

一般に承認され署名した人権に関する国際的文書から生じる自国の義務を確認し、

1992年5月22日のロシア連邦とカザフスタン共和国との間の友好、協力及び相互援助に関する条約を指針として、

1994年3月28日のカザフスタン共和国の領域内に常住するロシア連邦国民並びにロシア連邦の領域内に常住するカザフスタン共和国国民の国籍及び法的地位に関する諸問題の解決の基本原則についての覚書を実施するために、

以下のことを合意した。

第1条

1. この条約において、一方当事国の国民が他方当事国の領域内に常住しているとみなされるのは、他方当事国によって発行された許可にもとづき、後者の領域内に常住する場合において、国籍国の領域内に常住していないときをいう。
2. この条約において、
 - a)「国籍当事国」とは、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民の本国をいう。
 - b)「常住当事国」とは、その領域内に他方当事国の国民が常住する国をいう。

第2条

1. この条約において、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民の地位に関する証明書で、当事国が承認するものとは、常住当事国の管轄機関が発行する文書、又は国籍当事国の法令に従い上記の者の身元若しくは国籍を証明する文書若しくは外交旅券及び公務旅券以外の国境通過権を付与する文書に常住当事国の管轄機関がなした記載をいう。
2. 当事国は、前項にいう文書及び記載の書式、並びにこの条約に従って、いかなる者に一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民としての地位を

付与するののかという事項に関する情報を交換する。かかる書式及び情報の交換は、当事国の領事部を通じて行なう。

3. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民の留学、労働、出張、兵役は、この条約により定められたその国民の法的地位に影響しない。

第3条

1. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民は、常住当事国の憲法及び法令を遵守し、その伝統及び習慣を尊重しなければならない。
2. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民は、国籍当事国との法的紐帯を失わず、両当事国の庇護及び保護を享受する。

第4条

1. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民は、常住当事国の国民と同一の権利及び自由を享受し、並びに同一の義務を負う。ただし、この条約の定める適用除外事項を除く。
2. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民は、以下の権利を享受しない。
 - a) 常住当事国の最高国家職及び代表権力機関の選挙権並びに被選挙権
 - b) 常住当事国が実施する国民投票に参加する権利
 - c) 常住当事国の外交、安全保障機関及び内務機関の職に就く権利
 - d) 常住当事国における中央執行権力機関の職、裁判官職、検察官職に就く権利
 - e) 州、地区、市、村、集落の行政府の長及びその代理の職に就く権利
3. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民は、当事国によって合意された手続に従い、州、地区、市、村、集落の行政府の内部単位の長及び代理の職、並びに部、局及び委員会その他の地方執行権力機関に含まれる組織の長及び代理の職に就くことができる。

第5条

1. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民に対し、国籍当事国の教育機関において発行された教育に関する文書は、発行日に関わらず、常住当事国の領域内において承認される。
2. 前項の文書は、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民に対し、両当事国の領域内に設置された教育機関に入学する権利を付与し、かつ文書に記載された職種で採用される際に効力を有する。

第6条

1. 当事国は、自国の法令に従い、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民に対し、その国民に帰属する財産の占有、使用及び処分に対する権利を保障する。

一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民による財産取得は、常住当事国の法令により規律される。

2. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民は、常住当事国の現行法に従い、その国民と同様に、常住当事国の国有財産の私有化に参加する。ただし、当事国間の他の条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民は、この条約の発効の時に当事国の一方の国有財産の私有化に参加する自己の権利を行使したときは、他方当事国の国有財産の私有化に参加する権利を有しない。

第7条

第三国との国境を含め、当事国の国境を通過する権利を付与する文書は、常住当事国の関係機関との合意にもとづき、常住当事国に駐在する国籍当事国の領事部により、1月以内に発行される。

第8条

一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民による兵役義務の履行手続に関する諸問題については、個別の条約により規律する。

第9条

1. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民の権利能力及び行為能力は、常住当事国の法令により定める。

2. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民の行為能力の制限又は回復に関する事件、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民の失踪宣告又は死亡宣告に関する事件、及び一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民の死亡時の確認に関する事件については、一方当事国の管轄機関が他方当事国の管轄機関に通知する。

第10条

1. 養子縁組又はその取消し、後見若しくは保佐の開始又は取消しは、養親、後見人又は保佐人が一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民であり、養子、被後見人又は被保佐人が常住当事国の国民であるときは、常住当事国の法令により規律される。

2. 一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民について、養子縁組又はその取消し、後見若しくは保佐の開始又は取消しがなされるときは、国籍当事国の法令が適用される。

第11条

損害賠償債務は、加害者及び被害者が同一の当事国の国民であり、かつ他方当事国の領域内に常住する者であるときは、常住当事国の法令により定める。ただし、国籍当事国において発生した損害賠償請求権の原因となる行為又はその他の状況が、国籍当事国の法令により定められるときは、この限りでない。

第12条

常住当事国内の外国人に対し現に定められているか又は定められることのある権利制限若しくは追加的義務は、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民には適用しない。

第13条

この条約の適用又は解釈について生じる当事国間の紛争は、当事国間の協議及び交渉により解決する。

第14条

当事国双方は、一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民に関する法原則の発展に向けた措置を講じる。

第15条

この条約は批准を要し、かつ批准書の交換の日から30日後に発効する。

第16条

この条約は、発効の日から5年間有効であり、かつ5年毎に自動的に更新される。ただし、当事国の一方がその期間満了の6月前までに反対の旨を表示したときは、この限りでない。

XII 1995年5月18日のロシア連邦とトルクメンとの間のトルクメンの領域内に常住するロシア連邦国民及びロシア連邦の領域内に常住するトルクメン国民の法的地位に関する条約⁽¹⁷⁾

(17) Договор между Российской Федерацией и Туркменистаном о правовом статусе граждан Российской Федерации, постоянно проживающих на территории Туркменистана, и граждан Туркменистана, постоянно проживающих на территории Российской Федерации, *Дипломатический вестник*, 1995, No 6, стр. 37.

以下で当事国というロシア連邦及びトルクメンは、両国の友好関係をさらに発展させるため、自国民のために両当事国内における平等な生活条件を保障することを希望し、またこれに関連して、一方当事国に常住する他方当事国の国民に対し、前者の当事国の国民の法的地位に最大限近接した法的地位を付与することを望み、

1993年1月22日にミンスク市において署名された民事・家事・刑事についての裁判援助及び法律関係に関する条約の規定を考慮して、

以下のことを合意した。

第1条

1. この条約は、一方当事国の国籍を有し、かつ他方当事国に常住する者に適用する。
2. この条約の規定は、両国の国籍を有する者（二重国籍者）には適用しない。二重国籍者の法的地位は、「二重国籍問題の規律」に関する1993年12月23日のロシア連邦とトルクメンとの間の条約により定める。

第2条

1. この条約において、一方当事国の国民が他方当事国の領域内に常住しているとみなされるのは、他方当事国によって発行された許可にもとづき、後者の領域内に常住する場合において、国籍国の法令により前者の領域内に常住していないときをいう。
2. この条約において、
 - a)「常住者」とは、前項の規定にいう一方当事国の領域内に常住する他方当事国の国民をいう。
 - b)「国籍当事国」とは、常住者が国籍を有する国をいう。
 - c)「常住当事国」とは、常住者が引き続き居住する国をいう。

第3条

1. この条約において、常住者の地位に関する証明書で当事国が承認するものとは、常住国の管轄機関が発行する文書、又は国籍国の法令に従い常住者の身元及び国籍を証明する文書若しくは外交旅券及び公務旅券以外の国境通過権を付与する文書に常住国の管轄機関がなした記載をいう。
2. 当事国は、前項にいう文書及び記載の書式、並びにこの条約に従っていかなる者に常住者としての地位を付与するのかという事項に関する情報を交換する。かかる書式及び情報の交換は、当事国の領事部を通じて行う。

3. 常住者が留学、労働、出張、兵役、治療滞在その他の目的で常住国外に一時的に滞在しても、それだけでは、この条約の定める常住者の法的地位には影響しない。

第4条

1. 常住者は、常住国の憲法及び法律を遵守し、その伝統及び習慣を尊重しなければならない。
2. 常住者は、国籍国との法的紐帯を失わず、その庇護及び保護を享受する。

第5条

1. 常住者は、常住国の領域内に常住する国民と同一の権利及び自由を享受し、同一の義務を負う。ただし、この条約の定める適用除外事項を除く。
2. 常住者は、以下の権利を享受しない。
 - a) 常住国の最高国家職及び最高国家権力機関の選挙権並びに被選挙権
 - b) 常住国が実施する国民投票に参加する権利
 - c) 常住国の国家権力機関の幹部職、外交・安全保障・内務機関の職、裁判官職、検察官職に就く権利
3. 当事国は、この条約が常住者の法的地位について定める適用除外事項を、国内法により減らすことができる。

第6条

常住国内の外国人に対し現に定められているか又は定められることのある権利制限若しくは追加的義務は、入国、滞在、国外追放及び出国に関する条件並びに手続を含め、常住者には適用しない。

第7条

1. 教育に関する文書又は職業訓練を受けたことを証明する文書で、国籍国の教育機関その他の施設が常住者に発行したものは、その発行日に関わりなく、常住国の領域内において承認される。
2. 前項の文書は、常住者に対し、両当事国内に設置された教育機関に入学する権利を付与し、かつ文書に記載された職種で採用される際に効力を有する。

第8条

常住者は、常住国の国民と同様に、常住国の国有財産の私有化に参加する。ただし、当事国間の他の条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第9条

1. 第三国との国境を含め、国境を通過する権利を付与する文書は、常住国に

駐在する国籍国の領事部により発行される。

2. 常住国の法令により定められた常住国の国民に対する出国制限は、常住者にも適用する。

第10条

1. 常住者は国籍国において兵役又は代替役務に就く。国籍国の同意があるときは、常住国において兵役又は代替兵役に就くことができる。
2. 一方当事国で兵役又は代替役務を終えた常住者は、他方当事国における兵役又は代替役務を免除される。

第11条

1. 常住者の権利能力及び行為能力は、常住国の法令により定める。
2. 常住者の行為能力の制限又は回復、常住者の失踪宣告又は死亡宣告及び常住者の死亡事実の確認に関する裁判については、その裁判が確定した後、一方当事国の管轄機関が他方当事国の領事部に遅滞なく通知する。

第12条

1. 養子縁組又はその取消し、後見若しくは保佐の開始又は取消しは、養親、後见人又は保佐人が常住者であり、養子、被後见人又は被保佐人が常住国の国民であるときは、常住国の法令により規律される。
2. 常住者について、養子縁組又はその取消し、後見若しくは保佐の開始又は取消しが行われるときは、国籍国の法令が適用される。

第13条

損害賠償債務は、加害者及び被害者がともに常住者であり、かつ同一の当事国の国民であるときは、常住国の法令により定める。

第14条

当事国は、この条約の規定の実施について、立法措置及び行政措置を含むすべての必要な措置を講じる。

第15条

この条約の適用又は解釈について生じる当事国間の紛争は、当事国間の協議又は交渉により解決する。

第16条

この条約により規律されない民事及び家族関係については、当事国は、1993年1月22日の民事・家事・刑事についての裁判援助及び法律関係に関する条約の規定を適用する。

第17条

この条約は批准を要し、批准書の交換の日に発効する。この条約は、発効の日から10年間有効である。10年を経過した後、この条約は、5年毎に自動的に更新される。ただし、当事国の一方がその期間満了の6月前までに反対の意思を表示したときは、この限りでない。

XIII 1995年5月18日のロシア連邦とトルクメンとの間のトルクメンにおけるロシア人少数派及びロシア連邦におけるトルクメン人少数派の権利保障のための協力に関する条約⁽¹⁸⁾

以下で当事国というロシア連邦及びトルクメンは、

両国の友好関係をさらに発展させるため、

人権分野における国際法の規範、とりわけ世界人権宣言、人権に関する諸条約、民族的、種族的、宗教的及び言語的少数派に属する者の権利宣言において承認されたものを遵守するという信念を確認し、

領域内に居住するロシア人少数派及びトルクメン人少数派の権利を保障し、そのための適切な協力体制を築くことを希求し、

1992年7月31日のロシア連邦とトルクメンとの間の友好協力条約を指針として、

以下のことを合意した。

第1条

この条約は、トルクメンに常住するロシア人少数派に属する国民、及びロシアに常住するトルクメン人少数派に属する国民（以下では、少数派という）に適用する。

第2条

当事国は、少数派に属する者に対し、人権分野において一般に承認された国際法の規範に従い、市民的、政治的、社会的、経済的、文化的な権利及び自由を保障する。

第3条

(18) Договор между Российской Федерацией и Туркменистаном о сотрудничестве в целях обеспечения прав российской меньшинства в Туркменистане, и туркменского — в Российской Федерации, *Дипломатический вестник*, 1995, No 6, стр. 40.

1. 当事国は、少数派に属する者に対し、自己の民族的、言語的、文化的、宗教的な独自性を、個人で又は自己の集団の仲間と共に妨害なく表明し、維持し、発展させる権利を保障し、かつ自国の政策上これらの法益に配慮する義務を負う。
2. 当事国は、少数派の権利を実現し、その強制的な同化の試み又は民族的違いによる差別を禁止するのに適切な状況を、自国の領域内に作り出すために必要な立法的、行政的その他の措置を講じる。その際に講ぜられる措置は、社会全体の利益に合致することを要し、他の市民の権利を制限することは許されない。

第4条

1. 当事国は、少数派に対し、社会生活及び国家生活に参加する権利、とりわけ少数派の利益保護に関わりその居住地域に影響を与える問題の解決に参加する権利を保障する。
2. 当事国は、少数派に属する者に対し、その常住国の法令に従い、民族的、種族的、言語的、文化的、宗教的な独自性を維持し発展させるために、啓蒙、文化、宗教その他の社会团体（協会、同郷人会）を設立する権利を承認する。
上記の団体は、他の類似の社会团体に与えられるのと同一の権利を享受する。
3. 当事国は、少数派の利益に影響を与える立法、行政その他の措置を講じる際には、その代表と協議するものとする。

第5条

1. 当事国は、少数派に属する者に対し、常住国の領域内において妨害なく相互に接触を保つ権利、並びに共通の民族的・種族的出自、文化、言語又は宗教的信条によって結ばれた国の市民及び団体との関係を保持する権利を承認する。
2. 各当事国は、自国の領域内における他方当事国の情報文化センターの活動を奨励するものとする。

第6条

当事国は、少数派に属する者に対し、個人で又は自己の集団の仲間と共に、母語で行なわれているのと同じ方法で公文書その他において自己の氏名を使用する権利、並びに個人生活・社会生活において書面及び口頭で母語を妨害なく使用する権利、母語により情報にアクセスする権利、母語によるマスコミ媒体

をもつ権利を含む母語による情報を広め交換する権利を承認する。

第7条

当事国は、少数派に属する者に対し、個人で又は自己の集団の仲間と共に、自己の信仰に従って宗教儀式を行ない、礼拝のための建物を保有し、礼拝に必要な物品を取得して使用し、母語による宗教的啓蒙活動を行なう権利を承認する。

第8条

この条約の第4条にいう社会団体は、金銭その他の物の任意の出資によって資金を調達し、その所在地国の法令により所在地国の援助を受けることができる。この社会団体は、所在地国の法令の定める要件に従えば、他方当事国の国家団体、社会団体及び私人の援助を受けることもできる。

第9条

当事国は、少数派の民族的、種族的、言語的、文化的、宗教的な独自性の維持に協力するため、とりわけ以下のことを行なうものとする。

- a) 少数派が集中的に住む地域における母語の研究及び母語による教育のための適切な環境を整備すること。これには、国家予算、地方予算その他の資金源から資金を調達した教育施設の開設および維持を含む。
- b) 少数派の言語を使って、その言語の学習プログラム・教科書・教材で授業がなされる教育施設の維持のために、教育問題を管轄する当事国の国家机关間の協力を促進し、これらの教育施設における業務の専門家を育成するために協力すること。
- c) 少数派が集中的に住む地域における当局との接触に際して、少数派の言語を使うための環境を整備すること。
- d) 少数派の史跡及び文化財の保護を含む文化遺産の維持並びに研究のための措置を講じること。
- e) 教育施設及び啓蒙機関における歴史・文化研究の際に、少数派の歴史及び文化に配慮すること。
- f) 少数派の民族手工業の維持及び発展を援助すること。

第10条

1. 当事国は、多面的なレベルにおける少数派の権利の法典化を促進し、この分野において国連及び全欧安全保障協力会議でなされている努力を支持するものとする。

2. 当事国は、自国の法令をこの条約に合致させるために必要な措置を講じる。

第11条

1. この条約の実施に関する活動の調整を行なうのは、ロシア側はロシア連邦民族問題・地域政策省であり、トルクメン側はトルクメン司法省である。

この条約の規定を実施するため、上記の各機関は、相互に直接連絡を取り合うことができる。

2. 当事国は、この条約が規定する問題を検討するために、両国の代表からなる合同委員会を設置することもできる。

第12条

この条約は、当事国が加盟する他の国際条約から生じる当事国の義務に影響しない。

第13条

この条約は批准を要する。この条約は、批准書の交換の日が発効し、5年間有効である。この条約は、5年毎に自動的に更新される。ただし、その期間が満了する6月前までに、当事国の一方が条約終了の意思を書面で他方当事国に通知したときは、この限りでない。

XIV 1996年10月30日のロシア連邦政府とベラルーシ共和国政府との間の移住手続及び移住者の権利保護についての規則に関する条約⁽¹⁹⁾

以下で当事国というロシア連邦政府及びベラルーシ共和国政府は、人権に関する国連の基本文書に定められた諸原則及びヘルシンキ最終議定書を指針として、

移住の手続及び条件並びに移住に際して移住者を援助する当事国の相互の義務を定めたいという希望にもとづき、

以下のことを合意した。

第1条

この条約は、ロシア連邦からベラルーシ共和国へ移住する者、及びベラルー

(19)Соглашение между Правительством Российской Федерации и Правительством Республики Беларусь о регулировании процесса переселения и защите прав переселенцев, *Собрание законодательства Российской Федерации*, 1998, No 39, ст. 4858.

シ共和国からロシア連邦へ移住する者に適用する。

この条約の各該当者への適用は、1回限りとする。

当事国は、いかなる強制移住も許されないことを承認する。

第2条

この条約で使われる用語は、以下の意味を有する。

「移住者」とは、常居所を有する国を任意に去り、他の国の領域内に常居所地を移す者をいう。

「移住者の家族」とは、配偶者、労働能力のない親、未成年の子、及び移住者と同居し共同の家計を維持している親族をいう。

「出発国」とは、以前の常居所地国をいう。

「到達国」とは、新たな常居所地国をいう。

第3条

この条約は、次の者には適用されない。

- a) 難民
- b) 移住労働者
- c) 有罪判決の言渡しを受けた者、及び自由剥奪施設に収容されている者
- d) 出発国の安全保障上の利益を出国により害するおそれがある者。ただし、出国を妨げる事情が消滅したときは、この限りでない。
- e) 国家、協同組合、社会団体、その他の機関・施設及び私人に対する債務の履行をしない限り、出国できない者
- f) 留学、私用及び商用により、一時的にその国に滞在する者
- g) 軍人及び徴兵年齢に達した者。ただし、後者は、出発国の管轄機関により徴兵義務に対する徴集の決定がなされているときに限る。

第4条

移住の許可は、到達国により国際法及び到達国の法令に従い移住者に与えられる。

第5条

移住者及びその家族は、当事国の移民局から、以下の情報を自由に無料で取得する権利を有する。

- a) この条約の内容
- b) 移住の条件
- c) 到達国における移住者の権利義務

- d) 到達国における就職状況、教育、職業訓練、職業再訓練、職業指導の便宜、その他の居住環境（自然環境、気候、住宅、日常生活、社会、文化など）

第6条

移住者及びその家族は、以下のことをする権利を有する。

- a) 個人所有に属する動産で出国までに申告したものを、すべて出発国から持ち出すこと。ただし、出発国の法令により国家財産とされる文化財は、この限りでない。
- b) 個人所有に属する財産を、売却その他の方法で処分すること。
- c) ロシア連邦中央銀行及びベラルーシ共和国銀行の定める手続に従い、出発国の銀行にある預金その他の金融資産を、到達国の銀行に移すこと。
- d) 個人所有に属する動産、不動産、預金その他の金融資産を出国に残し、それらについて占有、使用及び処分の権利を行使すること。

動産及び不動産は、その所有者が国外に常居所を有していること、又は出発国の国民でないことを理由として、出発国政府が奪うことはできない。

第7条

当事国は、移住者が住宅・住宅建設・別荘・車庫建設の協同組合、園芸菜園組合、その他の協同組合の組合員であり、住戸、別荘、園芸小屋、車庫その他の使用のために供与される建物の組合持分については、支払を完了しているときは、所定の手続により所有権が設定された時から、当該財産に対する所有権を移住者に認める。

住宅、別荘、園芸小屋その他の建物が自然人又は法人に譲渡されたときは、それが出発国の法令により定められたいかなる形態であっても、敷地の占有権は完全に新たな占有者に移転する。

移住者は、使用のために供与されている財産の持分について、期限前に支払を完了することができ、その財産の所有権を取得する権利を有する。

当事国は、公有（国家）住宅基金住宅の私有化について、移住許可を得た移住者に協力するものとする。

第8条

移住者は、その所有する財産の占有、使用及び処分を完全に行なうことができる。

出発国に所在する財産に関する民事上の紛争で、移住者及びその家族を一方

当事者とし、利害関係人を他方当事者とするものは、出発国の法令及びこの条約に従い、出発国の裁判手続により審理する。

到達国の管轄当局は、前項の訴訟及びその他の訴訟について、出発国の裁判所の確定判決をとりわけ到達国の領域内における執行のために承認する。

第9条

当事国は、その領域内において、公務員、私人、集団、社会团体その他の団体による暴力、脅迫、威迫、並びに性、民族、言語、宗教及び信条、政治的その他の見解、民族的・種族的・社会的出自、経済・財産・家族状況に起因するその他の行為から、移住者及びその家族を守ることを保障する。

第10条

当事国は、相互主義に基づき、個人財産の持ち込み・持ち出しの制限、関税、租税及びこれらに関する課徴金などを移住者及びその家族に免除する。ただし、商品として大量に持ち出される物は、この限りでない。

金銭の持ち出し及び預金その他の金融資産の送金に対する課徴金及び関税などは、免除する。ただし、送金手数料はこの限りでない。

第11条

出発国は、移住者及びその家族が所有する住居その他の建物を、売却その他の方法で処分する際に、これを援助する。

出発国は、移住者及びその家族が飛行機及び列車の切符を取得すること、並びに到達国へ個人財産を輸送するためにコンテナを手配することを援助する。

到達国は、移住者及びその家族が住居を賃借・購入・建築することを援助する。

当事国は、両国の法令の定める手続に従ってなされる移住者間の住居交換について、これを妨げない。

第12条

到達国は、移住割当数を毎年決定する権利を有し、その割当に従い、移住者及びその家族が常住のために選んだ国への移住許可を与えられるものとする。割当数は、到達国が独自にこれを決定する。

当事国は、移住割当の枠外において、個人が他方の国へ独自に移住する権利を認める。独自に移住した者には、この条約の規定を適用しない。

第13条

当事国は、移住に関する業務の調整及びこの条約の遵守に対する監督を、ロ

ソ連邦崩壊後の国籍および外人法に関する二国間条約

シア連邦移民局並びにベラルーシ共和国労働省国家移民局にそれぞれ委ねる。

第14条

当事国は、ロシア連邦及びベラルーシ共和国に移民局代表部をそれぞれ置くことができる。必要があるときは、両国に国家移民局の全権代表部の連絡事務所を置くことができる。

移民局代表部は、以下の業務を行なうことができる。

- a) 移住プログラムの実施
- b) 当事国の毎年の移住者受入枠の決定及び調整
- c) 情報交換及び相互協議
- d) この条約の第5条に定める情報の移住者及びその家族への提供
- e) 登録、並びに出発及び移動に必要な書式及び手続についての移住者及びその家族への援助

第15条

移住者及びその家族の社会保障に関する権利を実現する手続は、個別の条約により定める。

第16条

この条約の第13条及び第14条にいう機関によって解決されない問題は、当事国の外交経路による解決に委ねる。

当事国は、この条約の不可分の一部を構成する関係文書に調印することにより、この条約の規定を補足又は修正することができる。

ロシア連邦及びベラルーシ共和国の法令に別段の定めがあっても、この条約の規定は有効である。

第17条

この条約は批准を要し、批准書の交換の日に発効し、5年間有効である。

当事国は、相互の合意に基づき、この条約の有効期間を延長することができる。

この条約は、発効した後に、公布されるものとする。